家庭でのオンライン学習に必要となる



インターネット回線が低価格で利用できます!!!

岩国市では、児童生徒の学力の向上等に効果的にICTを活用するため、オンラインを使用した家庭での学習に積極的に取り組みます。

学習に積極的にICT を取り入れられる時代となりました。学校においても、タブレット端末でインターネットを利用する教材等が導入され始めており、学校だけではなく各家庭においても、お子様が学習していく上でインターネット環境が重要となってきました。

また、感染症や災害等によって緊急的な休校となる場合もあり、子どもの学びを止めないための 取組も重要となっています。

こうした考えに基づき、市では、タブレット端末を持ち帰っての学習ができるように、現状でお子様が学習のため利用できる十分なインターネット環境がない家庭への支援措置としてモバイルルーターの貸出を行うこととしました。この趣旨をご理解の上、お子様の学びの保障のためにも、ぜひ、インターネット環境をご準備いただくようお願いします。

↓低価格でモバイルルーターを貸し出します↓

☆モバイルルーターの仕様

- データ通信 50G バイト/月
- 使 用 回 線 ソフトバンク (SIMありルーターの場合)
- 接続可能台数 15台まで(4人きょうだいでも1台で十分使用できます。)
- 使 用 機 種 HUAWEI Mobile WiFi E5785 (micro SIM)

☆利用のしかた

FORIF

- ・利用を希望する<u>2週間前</u>までに、<u>在校する学校</u>に申し込んでください。利用申込書は、岩国市教育 委員会または各学校でお渡ししています。
- すでに家庭にインターネット環境があっても利用が可能です。

注:本ルーターに接続できる端末は学校で貸与されたタブレットのみです。

※SIM なしルーターを希望される場合、本ルーターに適合する SIM を通信事業者にご確認ください。 ※そのほか、申込書裏面の同意事項に同意していただける場合のみ、お申し込みください。

☆利用中の費用負担について

• モバイルルーター一式の機器自体は無料で貸し出します。

<S I M**あり**ルーターの場合>

- 通信回線使用分については<u>利用月数分</u>(利用開始月のみ日割)<u>の料金を市に納付</u>していただきます。※生活保護世帯を除きます。
- ※申込書裏面に記載された費用に関する説明をよくお読みになり、ご理解の上お申し込みください。

〈SIMなしルーターの場合〉

- ご家庭において通信キャリアに通信契約をお申込みの上、SIMカードを挿入してお使いください。
- ※通信キャリアにお申込みをされる際は、上記のルーター機種名をお伝えください。

☆ルーターの操作方法について

簡単な操作だけで学校から持ち帰ったタブレットをインターネットに接続することができます。 (簡単なマニュアルも添付します。)

☆返却のしかた

必要がなくなった場合、卒業(中学3年生)・転出(市外)される場合など

- <u>ルーターに添付した貸出カードに返却日をご記入の上、学校に返却</u>してください。〔トラブル防止のため、できるだけ保護者の方がご持参ください。〕
- 利用開始後に市内転校された場合は転校後の学校に、市外転出される場合は転出前の学校に返却してください。
- ・返却されるまでの通信費をご負担いただきますので返却忘れにご注意ください。

☆機器の故障や紛失には十分注意してください

充電ケーブルなど、失くしやすいものもあります。機器の利用中は責任を持って管理してください。万一故障や紛失等が起きた場合は、すぐに学校にご連絡ください。<u>紛失や破損が故意または不十分な管理によるものだった場合は弁償していただくことがあります</u>。

☆お願い

本市では、各家庭における子どもが学習のために利用できるインターネット環境の整備を推奨しています。

ご負担をお願いすることとはなりますが、可能な限り、ご家庭でもインターネットプロバイダー 契約などをご検討いただきますようお願いいたします。

※なお、本ルーターの貸し出し事業は、子どもの学習のためのインターネット環境整備支援という 趣旨に基づき実施しているため、本市の家庭における子どもの学習のためのインターネット環境が 一定程度普及した場合には終了することがあります。

◎ケース別 モバイルルーターの通信費負担

《ケース1:借りた翌月以降に返却する場合

例:5月14日貸出、6月25日返却》

→5月(一月目)は、貸出日から月末(5月31日)までの日数分

=1,708円÷31日×18日=991円

6月(二月目)は、1か月分の料金

=1,708円

よって、合計は991+1,708=2,699円

※3 か月以上借りた場合、三月目以降もそれぞれ 1 か月分ずつの料金を毎月納付していただきます。

返却カードに書かれた「返却日」と実際の返却日が違っている場合は、返却の際に確認の上、修正させていた だきます。御了承ください。

《ケース2:借りた月に返却する場合

例:5月14日貸出、5月25日返却》

→貸出日から月末(5月31日)までの日数分

=1,708円÷31日×18日=991円

※貸出月に返却されても、月末までの日数で料金を算出しますので、御 注意ください。

◎通信費の払込の流れ

- ①【学校】ルーターと一緒に「岩国市モバイルルーター通信費自動払込利 用申込書(ゆうちょ銀行)」をお渡しします。
- ②【御家庭】自動払込を希望される御家庭は、ゆうちょ銀行に申込書を御 提出ください。自動払込を希望しない御家庭は、提出は不要 です(通信費の支払い方法については後述)。

- ③【市教委】自動払込を申し込まれた御家庭については、口座振替の手続きが完了するまで、学校を通じて御家庭に払込用紙を送付します(毎月10日頃)。なお、口座振替の手続きが完了したら、払込用紙はお配りいたしません。 自動払込を希望しない御家庭については、学校を通じて御家庭に払込用紙を送付します(毎月10日頃)。
- ④【御家庭】払込用紙が届いたら、通信料をお支払いください。
- ※市教委や学校での現金集金はいたしません。御了承ください。